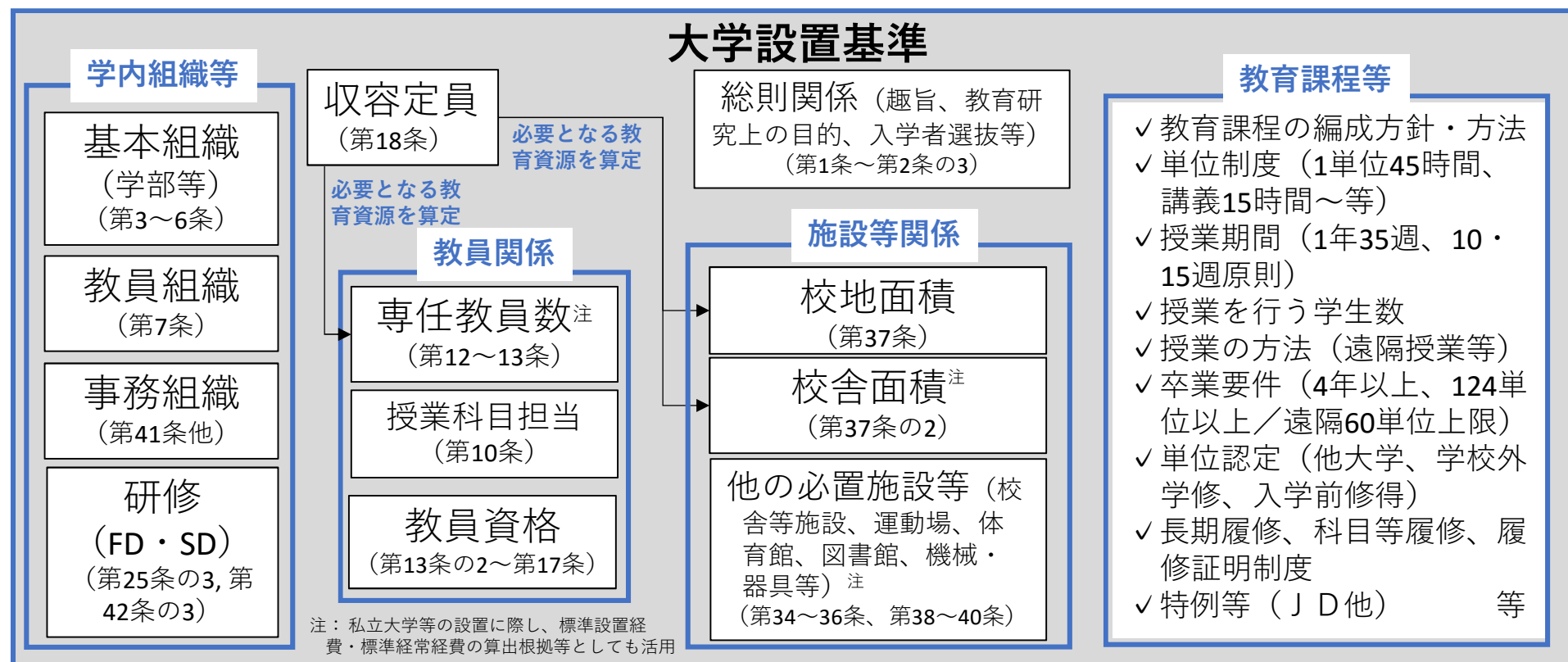


質保証システムにおける 大学設置基準の性質・構造や役割、 主な各種論点について

質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準向上を図ることに努める必要。（大学設置基準第1条）



事前規制（第9、10、11回で審議予定）

新たな組織（大学、学部等）の設置

- ・ 上記大学設置基準の各規定や関係法令等の適合可否について、**設置認可審査**や**設置計画履行状況等調査（A C）**を実施

事後チェック（第12、13、14回で審議予定）

設置後の組織（大学、学部等）運営

- ・ **自己点検・評価**
- ・ **認証評価**（法令適合性の確認含む）
- ・ **情報公表**（義務及び奨励）

大学設置基準等に係る主な各種論点①

①学内組織に係る論点

第10回審議予定

本日審議予定

1. 設置認可の在り方 ※定員管理 とも関連

- ✓ 大学又は学部等单位での設置認可は引き続き必要か
- ✓ 教育課程単位（学部等单位）での教育資源の確認は引き続き必要か
- ✓ 学位の種類・分野が変わる場合の設置認可は引き続き必要か

第10回審議予定

2. 学内組織の役割・機能等の在り方

- ✓ 大学全体としての組織的・体系的な教育課程の編成、運営、検証及び見直しの必要性（内部質保証の実質化）
- ✓ 科目の大きくくり化等、密度の濃い主体的な学修を実現する組織的・体系的な教育課程の編成・実施を可能とするための体制の在り方
- ✓ 事務組織・事務職員の役割・位置づけ（高度専門職等）の見直し

3. 教育支援・実施等の在り方

- ✓ TA※¹・SA※²等の授業補助者の活用やチーム・ティーチングの必要性
- ✓ 質保証を担う教職員等の育成・確保（FD、SD含む）
- ✓ スキル・能力の明確化や卒業・成績要件の厳格化、学修時間の増加など授業の実質化

4. 学生の関わり方 第10回審議予定

- ✓ 学生の教育課程編成等への参画の必要性
- ✓ 学生自身の資源配分の整理
(例)
 - ・授業外学修含めた学修時間の実質化
 - ・アルバイト等経済的環境の確保
 - ・サークル活動や社会活動などの課外活動
 - ・就職活動等への時間配分等

※1 ティーチング・アシスタント（TA）

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実施・実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたもの

※2 スチューデント・アシスタント（SA）

大学院でなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合、TAとは区別してスチューデント・アシスタント（SA）と称することが多い

大学設置基準等に係る主な各種論点②

②教員の在り方 第10回審議予定 (一部本日)

- ✓ 教員の専任性の必要性（教育上最低限必要となる教員数に含める教員の範囲、指導補助者（T A・S A）の役割・位置付けの整理）
- ✓ 教員審査（設置認可審査）・教員資格（設置基準上）の必要性
- ✓ 実務家教員の定義等の在り方

③施設等の在り方 第10回審議予定

- ✓ 校地・校舎面積や必置施設等の必要性
- ✓ 図書館や情報処理施設のあり方
- ✓ 既存教育資源の共有・活用はどこまで認められるのか（教員の専任性、既施設等）

⑥上記見直し等に伴うシステム全体としての質保証の担保

全回（第9～11回）審議予定

④教育課程の在り方 第10・11回審議予定 (遠隔授業は本日)

- ✓ 遠隔授業の在り方
- ✓ 通学制・通信制の在り方
- ✓ 国際通用性の確保や教育の質保証も踏まえた単位制度の検証
- ✓ その他学修者本位に資する現代に即した設置基準の各条項の在り方
(例)
 - ・外国の大学の入学前・授業方法（サテライト）
修得単位認定・卒業要件
 - ・授業期間・外国の組織
 - ・授業を行う学生数・段階的廃止等

⑤設置認可審査における基準の更なる明確化や精選等 第11回審議予定

- ✓ 大学名称（「適当」「目的にふさわしい」の趣旨等）の在り方
- ✓ 現在の設置審査において、質保証を行う上で真に必要な事項に絞るなど、設置基準の各事項の精選・簡素化

- ✓ 代替措置による質保証（情報公表等、別の方法で代替可能・望ましい方法へ転換等）
- ✓ 質保証システムとしての国際通用性の確保

參考資料

(大学設置基準の各規定と
設置認可審査との関係)

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（学内組織①）

大学設置基準

基本組織

（学部）

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

（学部以外の基本組織）

第六条 学校教育法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
- 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
- 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

教員組織

（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

設置認可審査

■ 基本計画書等で確認（以下、参考イメージ）

教 員 個 人 調 査 書

履 歴 書	
氏 名	性別
生 年 月 日（西 暦）	年 月 日（西 暦）
職 務	職 位
月 給 基 本 給	千 円
職 務 所	
学 部	
年 月	事 業
年 月	年 月
年 月	年 月
学 部	
年 月	事 業
年 月	年 月
年 月	年 月
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等	
履 任 所 属 し て い る 学 会	
年 月	事 業
年 月	年 月
年 月	年 月

教 育 研 究 業 績 書	
氏 名	
年 月 日	
印	
研 究 分 野	研 究 内 容 の キーワード
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項	
事 項	年 月 日
1 教育方法の革新	
2 作成した教科書、教材	
3 教育上の能力に関する大学等の評価	
4 高度の活動を実行する者についての特記事項	
5 その他	
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項	
著書、学術論文等の名称	著者、共著者の氏名
発行元、出版年月	発行元、出版年月
1 (著書)	
2 (学術論文)	
3 (その他)	

※ 設置の趣旨等を記載した書類に書かれている、教員組織の編制の考え方及び特色についても確認

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（学内組織②）

大学設置基準

事務組織

（事務組織）

第41条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第42条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第42条の2 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

※ 上記「職員」には「教員」を含む。

※ 学校法人が有すべき資産基準である「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」において、職員数に係る標準経常経費額については、大学設置基準等で定める専任教員数に対する一定割合により算定されている。

研修（F D ・ S D）

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第25条の3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（研修の機会等）

第42条の3 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

設置認可審査

■ 基本計画書等で確認（以下、参考イメージ）

	職 員	専 任	兼 任	計
教員以外の職員の概要	事務職員	0人	0人	0人
	技術職員	0	0	0
	図書館専門職員	0	0	0
	その他の職員	0	0	0
	計	0	0	0

■ 設置の趣旨等を記載した書類で確認

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（教員関係①）

収容定員

大学設置基準

第18条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、・・・編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

必要となる教育資源を算定

専任教員数

第13条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（・・・）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

専任教員

注：「主要授業科目」「教員資格」とも関連（次ページ）

（専任教員）

第12条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

※ 学校法人が有すべき資産基準である「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」において、専任教員数に係る標準経常経費額については、大学設置基準等で定める専任教員数により算定されている。

設置認可審査

■ 基本計画書等で確認（以下、参考イメージ）

大学の目的							
新設学部等の目的							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次
		年	人	年次人	人		年 月 第 年次
	計						

※ 学生確保の見通しについてデータ等で確認

教員組織の概要	学部等の名称	専任教員等						兼任教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新設分		人	人	人	人	人	人	人
		0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
既設分		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0

※ 教員の専任性について担当授業数や給与等でも確認

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（教員関係②）

大学設置基準

主要授業科目

注：「専任教員」とも関連
(前ページ)

(授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（・・・）に担当させるものとする。

教員資格

注：「専任教員」とも関連
(前ページ)

(教授の資格)

第14条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（・・・）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則第5条の2に規定する専門職学位（・・・）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（・・・）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でてしていると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

※ この他、学長、准教授、講師、助教、助手の資格も規定。

設置認可審査

■ 基本計画書等で確認（以下、参考イメージ）

別記様式第2号（その2の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要											
(〇〇学部〇〇学科等)											
科目区分	授業科目の名称	担当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	准教授	講師	助教
〇〇科目											
小計（科目）											

※ 教育課程等の概要に書かれている、各授業科目の職位ごとの担当教員数も踏まえて確認

別記様式第3号（その2の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教員の氏名等											
(〇〇学部〇〇学科等)											
職名	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <教任(予定)年月>	年齢	保有学位等 (千円)	担当授業科目の名称	担当単位数	担当授業形態	現職(教任年月)	専任に係る大学の専任に就任する 通算年数(平均)	

別記様式第3号（その3の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

専任教員の年齢構成・学位保有状況											
職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計	備考	
教授	博士										
	修士										
	学士										
	短期大学士										
	その他										

(用紙 日本産業規格A4縦型)

実務の経歴等を有する専任教員一覧											
(〇〇学部〇〇学科等)											
番号	実務区分	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <教任(予定)年月>	実務経歴 の年数	実務経歴の概要		大学等における教員歴、 保有学位又は企業等における 研究上の業績の概要			
						期間	勤務先・役職名・ 主な職務内容等				

※ 教員の職歴、業績等を確認（申請した職位が
適格ではないとの判断されることもあり）

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（施設等関係①）

大学設置基準

設置認可審査

収容定員 ※再掲

第18条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、・・・編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

必要となる教育資源を算定

校地・校舎面積

（校地の面積）

第37条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

（校舎の面積） ※別表第三で学部の種類に応じて算定・合計

第37条の2 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ（1）若しくは（2）又はロの表に定める面積（・・・）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（・・・）が最大である学部についての同表に定める面積（・・・）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ（1）若しくは（2）の表に定める面積（・・・）を合計した面積を加えた面積（・・・）以上とする。

※ 学校法人が有すべき資産基準については「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」において、大学設置基準等で定める基準に適合していることを要件としている。また、施設に係る標準設置経費額については、収容定員の規模に応じ、大学設置基準等で定める基準校舎面積により算定されている。

■基本計画書等で確認（以下、参考イメージ）

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計
	校 舎 敷 地	㎡	㎡	㎡	㎡
	運 動 場 用 地	㎡	㎡	㎡	㎡
	小 計	㎡	㎡	㎡	㎡
	そ の 他	㎡	㎡	㎡	㎡
	合 計	㎡	㎡	㎡	㎡
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計
		㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（施設等関係②）

必置施設

大学設置基準

設置認可審査

（校地）

第34条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

※ 代替措置を可能とする例外規定あり

（運動場）

第35条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

※ 代替措置を可能とする例外規定あり

（校舎等施設）

第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

※図書館については第38条で役割、機能、備えるべきもの等を規定

- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備える・・・。

※ このほか、学部等毎に附属学校や農場などの附属施設（第39条、第39条の2）や、学部等の種類、教員数・学生数に応じた機器・器具等の整備（第40条）が必要。

※ 学校教育法施行規則第1条において「学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」と規定。

設置推奨施設

（校舎等施設）第36条

- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は・・・なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

■基本計画書等で確認（以下、参考イメージ）

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	
	校 舎 敷 地		㎡	㎡	㎡	㎡	
	運 動 場 用 地		㎡	㎡	㎡	㎡	
	小 計		㎡	㎡	㎡	㎡	
	そ の 他		㎡	㎡	㎡	㎡	
合 計		㎡	㎡	㎡	㎡		
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	
			㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設		
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)		
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数	室 数	
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点
		[] ([])	[] ([])	[] ([])	()	()	()
		[] ([])	[] ([])	[] ([])	()	()	()
	計	[] ([])	[] ([])	[] ([])	()	()	()
図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数	
		㎡					
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要			
		㎡					

※ 校地校舎等の図面でも確認。また、設置の趣旨等を記載した書類に書かれている、申請学部等に係る施設、設備等の整備計画についても確認

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（教育課程①）

大学設置基準

教育課程の編成方針・方法

（教育課程の編成方針）

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵（かん）養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

単位制度

（単位）

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

設置認可審査

■設置の趣旨等を記載した書類や教育課程等の概要、シラバス、学則等で確認（以下、参考イメージ）

※ 設置の趣旨等を記載した書類に書かれている、養成する人材像と3ポリシーとの間の整合性に加え、これらと具体的な教育課程との整合性を確認

※ 大学名や学位名称については、学問分野の適切性のほか、設置の趣旨等を記載した書類に書かれている、養成する人材像と3ポリシーとの間の整合性に加え、これらと具体的な教育課程との整合性を確認。

教 育 課 程 等 の 概 要														
(〇〇学部〇〇学科等)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
〇〇学部														
	小計（科目）	—					—							
〇〇学科														
	小計（科目）	—					—							
〇〇専攻														
	小計（科目）	—					—							
〇〇コース														
	小計（科目）	—					—							
合計（科目）		—					—							
学位又は称号					学位又は学科の分野									
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
								1学年の学期区分			期			
								1学期の授業期間			週			
								1時間の授業時間			分			

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（教育課程②）

大学設置基準

設置認可審査

授業期間

（一年間の授業期間）

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第23条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

クラスサイズ

（授業を行う学生数）

第24条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

授業方法

（授業の方法）

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

■教育課程等の概要等で確認（以下、参考イメージ）

授業期間等	
1学年の学期区分	期
1学期の授業期間	週
1時限の授業時間	分

■設置の趣旨等を記載した書類で確認
（教育方法、履修指導方法、多様なメディアの具体的計画等）
（参考）通信教育については、メディア授業等の実施計画について、通信教育実施方法説明書で確認

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（教育課程③）

大学設置基準

設置認可審査

卒業要件

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

5 前4項又は第42条の12の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第25条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

単位認定

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（・・・）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（・・・）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

■設置の趣旨等を記載した書類、教育課程等の概要で確認（卒業要件等）

■設置の趣旨等を記載した書類で確認（編入学、既修得単位認定含む）

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（教育課程④）

大学設置基準

設置認可審査

長期履修、科目等履修生等制度

（長期にわたる教育課程の履修）

第30条の2 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第31条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第13条、第37条及び第37条の2に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第24条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

その他

※1 このほか、単位の授与、履修科目の登録の上限、成績評価基準等の明示等の規定が定められている。

※2 第一章（総則）では入学者選抜、教員と事務職員等の連携及び協働、第九章の二から第十三章まででは各種特例、第十四章（雑則）では外国に設ける組織や段階的整備等について規定。

■設置の趣旨等を記載した書類、授業科目の概要で確認
（方策、授業上の工夫等）

■設置の趣旨等を記載した書類で確認
（受け入れ人数、方策等）

■シラバス等で確認

■基本計画書等で確認

(各種提言・大学団体意見)

第I章 ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方

2. ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方と実現に向けた課題 (2) ハイブリッド型教育推進における課題、求められる対応

① 急ぎ対応が必要なもの(緊急性が高いもの)

ハイブリッド型教育の実施に係る環境整備

- 遠隔授業実施環境整備への補助の継続・拡充
- 卒業要件対象単位における遠隔授業による修得単位数の上限の緩和
- 施設等の基準の見直し
(校舎等施設、校地・校舎面積、運動場等)
- 授業目的公衆送信補償金の引き下げ

ハイブリッド型教育の質保証の強化

- 学生とのコミュニケーションの円滑化・活性化とともに、ハイブリッド型教育における適切な評価方法の確立は急務
- より効果的な教授法やオンライン教材の共有、質保証を担当する学内専門組織の強化・外部委託等を通じて、教育の質の向上を図っていくことは重要

② 新たな大学教育への転換に向けて、中長期的な対応の検討が求められる事項

ハイブリッド型教育に応じたカリキュラム体系の再構築

- 対面実施を前提としている「授業」や「単位」の概念・あり方自体をゼロベースで検討することが必要
- 大学設置基準の規定に関する抜本的な見直しも視野に、単位制度のあり方を検討することは不可避との認識を産学で共有

国内外の大学との連携の推進・強化

- 学内施設の共同利用、単位互換制度を活用した講座・単位の共通化、ジョイント・ディグリー/ダブル・ディグリーの拡大
- 大学の国際連携に関する戦略の立て直し

定員管理の見直し

- 学部単位の入学定員
⇒大学単位の収容定員
- 単年度
⇒複数年度の平均

教育再生実行会議第十二次提言（6/3）の質保証に係るポイント①

※下線は大学設置基準・質保証システムに関する記載

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

① 遠隔・オンライン教育の推進

- 国は、大学等が設置者の枠組みを超えて遠隔・オンライン教育等のリソースを共有・有効活用し、学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応できるよう、大学等連携推進法人の活用や大学コンソーシアム・大学間連携などの取組を通じた単位互換制度の活用、MOOCの戦略的な活用を促す。また、大学等はこれらのリソースを国内外に向けて積極的に公開する。
- 国は、遠隔・オンライン教育の単位数上限（60単位）算定の考え方の明確化を図り、周知する。また、国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する。
- 国は、ニューノーマルにおける大学等の姿を実現するための仕組みを構築する観点から、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化の検討と併せて、通学制と通信制の区分を含めた大学設置基準の在り方や設置認可制度、認証評価制度の見直しなど、時代に即した質保証システムの在り方について見直しに向けた検討を速やかに行う。その際、教育施設の在り方についても、大学教育の質保証の観点も踏まえて検討する。

教育再生実行会議第十二次提言（6/3）の質保証に係るポイント②

※下線は大学設置基準・質保証システムに関係する記載

② 教学の改善等を通じた質の保証

- 大学は、「出口における質保証」を考える上で、大学教育の成果の把握、評価・検証が重要であることから、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「3つの方針」という）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、「教学マネジメント指針」に基づき、3つの方針を通じた学修目標の具体化、次のような教学の改善・改革を行うとともに、大学教育の成果や効果ある教育実践等について周知等を図る。
 - ・ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっているべき能力の保証として機能するよう、「卒業認定・学位授与の方針」の具体的かつ明確な設定
 - ・ 密度の高い主体的な学修を可能とする前提としての授業科目の精選・統合、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込み
 - ・ 複数の情報を組み合わせて、学修成果・教育成果を多元的に把握・可視化
 - ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として、各大学の学生の成績分布の公表などを通じた成績評価の信頼性の確保
 - ・ FD及びSDを通じた教職員の能力向上や教育改善活動の進展
 - ・ 教育成果や教学に係る取組状況などの大学の質に関する情報や「全国学生調査」等を通じた学生の成長実感など学びの実態に関する情報の積極的な公表

教育再生実行会議第十二次提言（6/3）の質保証に係るポイント③

※下線は大学設置基準・質保証システムに関係する記載

③ 学びの複線化・多様化

- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用や個別の単位に分けて学修するマイクロクレデンシャル（micro credential）の提供など、より多くの人がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。
- 大学等は、誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会を構築するため、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供や中退者等の再入学希望に対する柔軟な対応を推進するとともに、長期履修制度に係る解釈の明示化・周知等を通じて、多様な学修者の学びを促進する。国は、社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムの構築や、多様な学修者が学びに関する情報に容易に接触できる機会を確保する。

④ デジタル化への対応（学務・教務等のデジタル化、デジタル化を担う人材の育成）

- 大学等は、学修歴証明書のデジタル化に関する実証実験等を行う。国は、これらの実証実験等を踏まえつつ、学修歴証明書のデジタル化を普及・定着させるため、周知や活用促進を図る。
- 大学等は、LMSの活用により、学生の学修内容や理解度をデータとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラムの編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）等の取組を実施する。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育のDXを迅速かつ強力に推進する。（一部再掲）
- 大学等は、学内のDXを推進し、教育の質の向上を図る観点から、FD・SDの充実・高度化に取り組む。

規制改革実施計画（6/18閣議決定）における実施事項のポイント

※下線は大学設置基準・質保証システムに関する記載

デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備

【令和3年度措置】

- 対面授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド授業のルールの特化の周知
- 遠隔授業に関する活用の趣旨やコロナ禍において特例的に認められている措置がいつまで適用されるのかの周知

【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- 通学制と通信制の設置基準の検討
- 校地・校舎面積等の物理的空間としての規制の見直し
- 卒業に必要な単位数を取得した場合は、4年未満でも卒業ができるよう卒業要件の見直しや、入学時期と卒業時期の柔軟な設定を可能とする見直し
- 定員管理について、学部単位の入学定員の柔軟化や、複数年度の平均値の管理など、より現実的な変更
- 専任教員数について、学部の種類や各大学の実態に即した形での見直し
- 大学等の設置認可に当たり、実務家教員や学校名等の基準の明示化
- 単位互換制度の在り方の検討

オンライン教育等に係る規制・制度の見直し

【令和3年度措置】

- 通学制と通信制の大学における遠隔授業の取扱い等について周知

【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- 教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとなるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る

各大学団体意見①【抄】

※下線は大学設置基準・設置認可審査等に関する記載

(質保証システム部会第3回(令和2年8月31日)、第4回(令和2年9月28日)提出資料)

一般社団法人国立大学協会

1. 設置基準・設置審査の課題

◆コロナ禍を踏まえた新たな教育方法への転換を期待
Webによる遠隔授業、オンデマンドによる予習を前提とした反転授業・アクティブラーニング、ディベート中心の深く考える能力育成へのシフト・知識埋め込み型教育からの脱却
⇒ 遠隔授業、ハイブリッド授業の教育効果検証、単位認定基準の見直し・再定義、単位数上限の緩和、DDP/JDPへの適用の可否(上限設定)

◆設置審査、設置計画履行状況調査(AC)の観点から
⇒ 学位と教育内容の紐づけ・統一化、文理融合・異分野融合に相応しい学位の設定・標準化が必要ではないか?
⇒ 質保証・水準のチェックを中心とする審査内容・体制へのシフト必要
⇒ 学士・大学院課程の複数専任化とエフォート管理による自由度の付与
⇒ 文理融合分野の設置審査体制整備・専門委員会の新設
⇒ 教育内容と学位授与を支える研究力に関する審査も(教員個々の研究力に基づく審査に加えて、各部局や大学全体の研究力からも)

6. まとめ

1. 設置基準、設置審査の課題

- ・ 文理融合分野等、新分野の審査体制整備
- ・ 専門職学部・専門職大学院の審査体制の大括り化
- ・ ICTを活用した遠隔授業等の単位数基準の見直しなど

2. 質保証の仕組みを支える機能と役割

- ・ 大学設置基準、設置認可審査(事前チェック)、内部質保証、認証評価(事後チェック)間のバランス

一般社団法人公立大学協会

1 Society5.0、ニューノーマルなど将来を見据えた新しい大学像 (1) 学修者本位の教育の実現に向けた教学に関する抜本的な改革 ア 単位制度の見直し

→ 我が国の単位制度は量的規定のみなので、アメリカのGPAのような質的規定(今は学修成果の可視化で代替)の導入を検討して欲しい。

→ 単位計算方法は弾力化されてきているが、授業時間との関係が実態と合っていない状況にある(実験・実習は相当程度の自学自習を要している)。授業形態別の単位計算方法は撤廃し、例えば3分の1以上は授業時間(オンライン/対面授業含む)とするという規定に変えるのも一案である。

→ 1単位=45時間の学修は労働時間が週45時間の時代の規定である。現行の40時間に合わせて変更することも検討して欲しい

イ 専門職養成課程の過密化

→ 医療系専門職養成課程においては履修科目のほとんどが必修化され、他領域に関わる専門性や幅広い探究心の形成に割くための時間を取れない現状がある。

(2) オンライン授業による単位互換の推進

ア 大学設置基準等の見直し

→ 「自ら開設」の原則、単位互換やオンライン授業で修得する単位の上限数などの弾力化や特例措置の検討。

イ オンライン授業の質保証

→ 成績評価や学力担保の妥当性について各大学で検討する必要がある。

ウ 大学等連携推進法人制度における教学上の特例措置の活用

→ コロナ後の社会では遠隔地にある大学間でも単位互換が進むと考えられるが、大学団体のような広域の大学の連合体が大学等連携推進法人となって教学上の特例措置を活用できれば、そうした取組みが進みやすいのではないかと。省令の施行後、状況に応じて柔軟に制度を運用していくことは可能か。

各大学団体意見②【抄】

※下線は大学設置基準・設置認可審査等に関する記載

(質保証システム部会第3回(令和2年8月31日)、第4回(令和2年9月28日)提出資料)

一般社団法人日本私立大学連盟

(1) 大学設置基準に関する問題点

①遠隔授業

- 大学のオンライン化を推進するため、「卒業の要件」(「大学設置基準」第32条第5項)として規定されている「遠隔授業の方法により修得する単位数の上限」(60単位)を授業の質の担保を条件として緩和することが必要である。

②施設設備等

- 「校舎等施設」(「大学設置基準」第36条)、「校地の面積」(同第37条)、「校舎の面積」(同第37条の2)等、校地・校舎面積の物理的空間としての規制は、オンライン教育の普及・拡大の実情にもはやそぐわない。この基準の撤廃、あるいは緩和が求められる。合わせて「大学通信教育設置基準」の全面的見直しが必要である。
- 「図書等の資料及び図書館」(「大学設置基準」第38条)に関する規定は、書籍・資料のデジタル化等の情報技術の進展と、スマートフォンやタブレット等が日常生活に不可欠となった現状を踏まえ、抜本的見直しが求められる。たとえば、第1項に「電子資料」の文言を追加することや、第5項に閲覧室の「座席数」よりもむしろ端末の設置数やネット環境整備について規定すること等が考えられる。

③教員、職員の定義と役割

- 「教員と事務職員等との適切な役割分担」(「大学設置基準」第2条3)とあるが、教職中間職とも呼ぶべき「専門的職員」の登場によって、教員と事務職員の定義が曖昧になっている。とりわけ教員については、職名が多様化しただけではなく、クロスアポイントメント制度の導入などによって雇用形態も多様化したため、専任教員の概念が極めて曖昧になっている。また、実務家教員については、明確な定義もないまま、分野別特性にも顧慮することなく、一律の配置が求められるなど、教育現場の混乱を引き起こしている。

質保証方策の一つとして教職協働の推進を目的に義務化されたスタッフ・ディベロップメントを更に実質化するためにも、教員と職員の定義や職能および役割に関する基準を明文化するべきである。

- 図書館に司書を想定した「専門的職員」を配置するよう規定されているが(「大学設置基準」第38条)、図書館機能の多様化に伴って、図書館職員に求められる能力も多様化したため、形骸化している。また、アドミッション・オフィサーやリサーチ・アドミニストレーターなど新たな「専門的職員」が次々に登場している今、大学が必要とする「専門的職員」独自の定義や職能および役割について規定することが必要である。

各大学団体意見③【抄】

※下線は大学設置基準・設置認可審査等に関する記載

(質保証システム部会第3回(令和2年8月31日)、第4回(令和2年9月28日)提出資料)

日本私立大学協会

1. 我が国の質保証システムについて

(1) 大学設置基準の在り方

○前段で述べた新型コロナウイルス禍にあって、大学では、その感染拡大防止と「学生の学びの継続」を第一義に掲げ、「遠隔授業」を軸に教育活動を維持し続けてきた。その結果、大学においては遠隔教育が急速に拡大することとなったが、ポストコロナ社会においてもオンラインによる遠隔教育のメリットを活かした授業が行われることは必至と思われる。

○その際、大学設置基準における授業とは対面授業で実施されることが原則と解されているが、面接授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド授業の位置づけなど、大学設置基準における「授業」の概念・在り方についての再構築が急務と考える。

○また、大学設置基準については、その第1条において「大学を設置するのに必要な最低の基準」とされている。世界規模で研究開発やイノベーションなど、「知」を巡る環境が激変している状況を見れば、今後においても「知」の源泉たる大学の自主性や多様性を堅持することが重要であり、各大学の創意工夫の余地を残した最低限の基準の性格が望ましい。

○その上で、大学設置基準については、18歳人口の減少に則した改正の検討も必要と考える。即ち、地方部では求められる人材は多分野にわたる一方、一つの方分野の人材規模は非常に小さい実情がある。こうした状況に鑑みれば、現在より少人数の収容定員による教育研究上の基本組織の設置が可能となるよう、大学においても専門職大学設置基準と同様の最低収容定員数、専任教員数等での設置を可能とする措置の実現を期待したい。

全国公立短期大学協会

【オンライン教育・遠隔授業に係る課題】

1 オンライン・遠隔授業の質保証

対面授業の場合、学生による授業評価アンケートの実施や、公開授業を実施して教員がお互いの講義に参加し、授業改善のための意見交換会を開催するなど、教育の質保証のための活動が一定程度確立しています。しかしながらオンライン授業や遠隔授業の場合、こうした従来型のFD活動が難しくなりました。オンデマンド方式の遠隔授業の場合は、学生が視聴する講義データをFD委員会で視聴するなど工夫はしていますが、テレビ会議方式の講義もあり、また後述するように学生の受講環境の差異の影響もあり、オンライン授業や遠隔授業の質保証が今後急ぎ検討すべき課題であると考えます。

3 多様な授業形態と質保証

新型コロナウイルス感染症の終息は、現時点でまだ見通しがたっていません。また、後期についてもオンラインや遠隔授業の全面実施を決定している大学もあります。一方、学生はオンライン授業や遠隔授業に一定程度慣れ、トラブルは少なくなったものの、友人や教員との直接的な交流が欠落した日々孤立感をつのらせ、また特に短期大学では2年間という短い期間で、就職や編入学など、卒業後の進路を検討・選択しなければならず、この点でも不安の訴えが多くなっています。

こうした状況の中、今後は感染拡大防止対策を講じながら、少人数での対面授業や、対面と遠隔のハイブリット授業の実施が一層求められるものと思われ、コロナ禍における多様な形態のもとで、それぞれの授業の質保証の在り方の検討が今後必要と考えます。

各大学団体意見④【抄】

※下線は大学設置基準・設置認可審査等に関する記載

(質保証システム部会第3回(令和2年8月31日)、第4回(令和2年9月28日)提出資料)

日本私立短期大学協会

中央教育審議会答申(平成30年11月26日)「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」において、「地域における必要な高等教育機関としての教育の質を高めることが重要」であることや「大学制度における短期大学の位置付けの再構築」を検討する必要性が提言されている。

加えて、COVID-19、いわゆる新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、Society5.0に対して自律的、主体的に行動できる者を輩出すべく、教育内容や方法の再構築を模索している最中にニューノーマルと言われる生活様式が求められるようになった。

そのような観点から、質保証システム部会で検討いただきたく、いくつかの提言をしたい。

1. グローバル化に合わせた短期大学の名称変更
 - ・大学(前期課程)
 - ・大学(2年制・3年制)
2. 短期大学の学位の名称の変更
 - ・准学士
3. 短期大学の専攻科の学士の学位授与機関化
 - ・学術専攻課程(仮称)
6. オンライン教育への取り組みを検証し、必要に応じてオンラインでの授業の取得単位の上限の緩和